



10月31日(株)JR東日本ステーションサービスへ提出

## 2023年度年末手当に関する申し入れ



### 私たちの要求



基本給月額  
(契約社員含む)

# 3.4ヶ月分

# + 10万円

#### 申し入れ事項

- 2023年度年末手当については、黒字化を実現した努力と、鉄道人としての使命と責任を果たしてきた労働の価値を正しく評価するとともに、働きがい・生きがいをもって働き続けるために、基本給月額(契約社員含む)の3.4ヶ月分+10万円を支給すること。
- この要求に対する回答については、団体交渉を経て決定すること。また、団体交渉の日時を速やかに調整し開催すること。
- 支払い指定日は、2023年12月8日までとすること。

「お客さまにやさしい駅」「安全で安心してご利用いただける駅」「地域の皆さまに愛される駅」

を目指して、各種施策やコストダウンなどに取り組んできた!

## 黒字を達成した今、正当な評価とヒトへの投資を行うべきだ!

申  
12  
号



## 2023年度年末手当に関する申し入れ

(株)JR東日本ステーションサービス(JESS) 11月7日 第1回団体交渉開催



中央本部は11月7日、JR東日本ステーションサービスと年末手当に関する申し入れ第1回団体交渉を行いました。趣旨説明を行った後、現場で働く組合員から職場現実と要求の根拠を会社に訴え、議論を行いました。



### 会社施策に翻弄されながら、黒字達成に向け奮闘する組合員に対し、満額回答で報いるべきだ!

インバウンドによる利用者増はこれからも進む。第2四半期決算は昨年と同水準で黒字を達成している。

営業収益増の要因として契約の見直しが述べられているが、今後も発生するのか。見直しの発生する箇所で勤務する組合員は自分の将来展望について明らかにされないことに不満がある!見直し箇所で働く組合員・社員の雇用を守るというスタンスであるべきだ!

JR東日本本体運営駅も、JESS 運営駅もみどりの窓口の閉鎖が続き、サービスが低下している。お客さまに優しい駅、安全で安心してご利用いただける駅、地域の皆様に愛される駅という企業理念と合致していない不便な状況が発生している。社員のモチベーション向上のためにも窓口を再設置するべきだ!

新規採用増による費用の増加がいわれているが、一方で退職も増えている。転職を選ばざるを得ない状況は JESS という会社に魅力がないからだ。労働条件の最たる関心事である賃金面での還元を行うべきであり、JR本体との格差解消のためにも満額回答を要請する!

タブレット端末の老朽化が進んでいる。機能改修・老朽取り換えを早急に行うこと。

物価上昇に伴い、日々の生活が苦しいものになっている。モチベーション向上のためにも、年末手当の満額回答は必要だ!

1. 働きがいのある人間らしい仕事 2. 生きがいをもって安心して働ける環境づくり 3. 仕事と家庭生活の調和が取れた働き方の実現を図ることは労使共通の課題である。

黒字達成は現場での地道なコストダウンの成果であり、ご尽力に感謝する。

窓口閉鎖や受託会社の変更があっても、JESSで働く社員は別の箇所で勤務してもらうことになる。

窓口をどこに配置するかはJR本体が決定する。地域の特情などをJR本体と議論している。5年後も現在と同じ窓口数を維持することは難しいが、改札・案内業務は残っていく。社員にやりがいを感じてもらおうようにしていく。

様々な理由で退職される社員が一定数いることは事実。賃金を含む労働条件が理由になることもあるが、より多くの社員の方に長く働いていただきたいという思いである。

JESSビジョンMOVE (モチベーション・オペレーション・バリュー・エンjoy)の考えと認識は共通である。貴側の主張は承る。手当・賃上げの声を受け止め、生活・働きがいの向上にむけて知恵を絞っている。様々な社員の努力を受け止め2023年度期末手当の回答を決定していく。継続して議論を行う。



JR東日本グループの発展のために、組合員も職場で尽力していく!



社員の現状を正確に把握し、努力の対価として会社は「満額回答」で還元を行うべきだ!

申  
12  
号



## 2023年度年末手当に関する申し入れ

(株) JR東日本ステーションサービス (JESS)

### 11月15日 第2回団体交渉を開催し、会社回答が示される!

**社員**

基本給月額

**2.70 箇月分**

**契約社員**

基本給月額

**1.21 箇月分**

**パート社員**

労働実績が週平均 30 時間以上の者

**12 万円**

労働実績が週平均 10 時間以上 30 時間未満の者

**8 万円**

※2023年11月1日現在在籍し、2023年度上期各月に労働実績がある者に限る。

※その他、雇用契約書の定めによる。

支給日 (予定) : 2023年12月1日(金)

### 会社回答を受け 改めて現場で奮闘してきた組合員から切実な声を訴える!

- 賃金のみならず労働環境の向上は不可欠。ネズミが発生する職場もあり根本的な駆除など、働きがいや生きがいをもって仕事に向き合えよう労働環境の改善が必要だ!
- 社員の生活は大変であり、特に若手は基本給が低い。生活実感を考慮し、もっと強力に賃金・手当の引上げを行なうことを考えるべきだ!それが社員のモチベーションの向上につながる。
- 主勤務地以外での勤務が多く発生し、労働密度が上がっている中で、それらに対する正当な評価を!

会  
社

- ✓ 働きがい・生きがいは重要な視点。社員の働きがいをつくることなくして本人はもとより会社の成長はなく、人が資本である当社としては成り立たない。
- ✓ 賞与・賃金のみならず、労働条件・環境はすべての社員に関わるものであり、常に改善に向け努力していく。職場の衛生面についても対応を図る。
- ✓ 初任給改定、通勤手当見直し、今年度の賃金引上げや就業規則の改正を行い、魅力ある会社づくりを様々な形で追求していく。

上記について認識一致を図り、引き続き改善に向けて取り組んでいくことを確認し、妥結を通告!

心豊かな生活・働きがい・生きがいの実感できる賃金・労働環境の実現に向けて  
輸送サービス労組運動を共につくり上げよう!

